

寒川町自転車用ヘルメット購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する町民のヘルメットの着用を促進し、もって交通安全意識の高揚と交通事故等による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメット購入費の一部を助成することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則（昭和50年寒川町規則第7号）に基づき、予算の範囲内において寒川町自転車用ヘルメット購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ヘルメット」とは、自転車に乗車する際に着用する自転車用ヘルメットであって、SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク又はCPSCマーク（以下「認証マーク」という。）が貼付されたものその他これらに準ずるものとして町長が認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、新品のヘルメットを購入し、使用する者（使用する者が未成年の場合にあつては、使用する者の保護者）（以下「使用者」という。）であつて、申請日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されている者であつて、現に町内に居住しているもの
- (2) 町税等を滞納していない者

(助成の額及び回数)

第4条 助成の額は、千円とする。ただし、ヘルメットの価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が千円に満たない場合は、そのヘルメットの価格に相当する額

とする。

2 助成を受けることができる回数は、使用者1人につき1回を限度とする。

(申請及び決定)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日から1年以内に寒川町自転車用ヘルメット購入費助成金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) 使用者の本人確認書類の写し
- (3) ヘルメットを購入したことが証明できる書類の写し
- (4) 認証マークが貼付されている取扱説明書等の写し
- (5) 町税等に滞納がないことの証明書

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合は、当該添付書類を省略することができる。

3 町長は、第1項の申請を受けたときは、これを審査して助成の可否を決定し、寒川町自転車用ヘルメット購入費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(助成決定の取消し等)

第6条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、その交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日以後に購入したヘルメットについて適用する。